

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見等の概要について

平成20年3月に中期目標期間が終了する国民生活センター及び1年前倒して見直すこととして検討された沖縄科学技術研究基盤整備機構の業務全般について、平成19年12月21日（金）及び平成19年12月11日（火）に、それぞれ総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が開催され、「独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘が内閣総理大臣あて提出されました。

また、内閣府所管の独立行政法人に対して、「平成18年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」が本年1月31日（木）に内閣府独立行政法人評価委員会委員長あて提出されました。

以下にそれぞれの概要を示します。

I 平成19年度末に中期目標期間が終了する国民生活センター及び1年前倒して見直すこととされた沖縄科学技術研究基盤整備機構に対し、「独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」として指摘事項が内閣総理大臣に提出された。

○ 国民生活センター

第1 事務及び事業の見直し

1 情報の収集・分析・提供業務の抜本的な見直し

全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）は、警戒すべき情報をいち早く発見できるような業務の体制を整備する、消費者生活センター等への情報提供を月1回から抜本的に拡大する、緊急な情報については、電子メールの活用等即時に行うようにする、等業務の在り方を抜本的に見直す。

2 相談業務の見直し

相談業務については、専門家の活用等により地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図る。

裁判外紛争解決に関連する制度の整備については、法的効果の付与の必要性等他の業務との関係を踏まえた予算や組織体制等について十分に検討した上で、所要の結論を得る。

3 商品テストの重点化

関係する機関との連携を強化しつつ、商品テストの企画・立案に業務を重点化する。商品テストの実施に関しては、効率的な実施の観点から積極的に外部委託を進める。あわせて、中核的な機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たす。

4 研修業務の重点化等

消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修の重点化を図る。また、消費生活専門相談員資格認定制度は、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行う。

5 在り方の検討及び関係者間の連携の強化

消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ平成19年度内に検討する。

また、P I O - N E Tの最適化の検討に併せ、業務全般における関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、情報及び組織のネットワークを確立する。

第2 保有資産の見直し

- ① 相模原本部については、積極的な利用促進を図るとともに、施設の運営について、民間競争入札の対象とし、民間活用を図る。
- ② 東京事務所については、移転を含め、その在り方を検討する。

第3 その他の業務全般に関する見直し

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、具体的な目標を設定する。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、人件費改革の取組を23年度まで継続する。また、給与水準は対国家公務員指数で122.4となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、透明性が十分確保される方法により実施し、その取組状況を公表する。また、監事及び会計監査人による監査において、徹底的なチェックを行う。

○ 沖縄科学技術研究基盤整備機構

第1 事務及び事業の見直し

1 大学院大学の設置準備の着実な実施

教育研究分野等のコンセプトの検討が予定よりも遅れていることから、設置準備体制の見直しを行い、早急に結論を得る。その上で、大学院大学の組織規程等の整備の諸準備を着実に進める。

また、中期目標・中期計画において、開学までに必要な準備活動について、具体的かつ明確な計画を策定しその進捗状況の検証を行う。

- 2 世界最高水準の大学院大学にふさわしい研究活動の実施
ふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にする。
- 3 資産の有効活用
シーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行う。

第2 給与水準の適正化等

給与水準は、対国家公務員指数で145.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

第3 自己収入の増加

インセンティブ制度の導入や事務局による研究者のサポート等の具体的な取組について検討を行うとともに、具体的な目標を設定する。

第4 その他の業務全般に関する見直し

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、具体的な目標を設定する。

2 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、透明性が十分確保される方法により実施し、その取組状況を公表する。また、監事及び会計監査人による監査において、徹底的なチェックを行う。

II 「平成18年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」が内閣府独立行政法人評価委員会委員長に提出された。

① 国立公文書館

- ・ 総人件費については、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとしている。総人件費削減の達成状況等について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、人員の削減に向けた取組状況について明らかにした上で厳格な評価を行うべきである。
- ・ 本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度103.7(事務・技術職員)、と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

② 北方領土問題対策協会

- ・ 随意契約の適正化については、平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

③ 沖縄科学技術研究基盤整備機構

- ・ 平成18年度に当期総利益が発生し、年度末の利益剰余金が計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に記載させた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 貴委員会に対し、評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、及び評価の前提となる法人の業務の内容及び進捗状況等基本状況を具体的に記述すること等の通知を行っているところである。しかしながら、業務実績報告書等において、手続の見直しの実績が具体的に記載されていない。また、評価結果においてはA評定とされているが、その理由、根拠等についての説明がされていない。今後の評価に当たっては、業務の進捗状況等を具体的に記載させた上で、厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等についても明らかにすべき。

④ 所管法人共通意見

- ・ 貴委員会における業務の実績に関する評価は、分科会委員の協議により評価するとされている評価項目については、具体的な評価の基準が明らかにされておらず分りにくいものとなっている法人もみられる。また、評定結果をみても、評価(評定)の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてよりわかりやすく説明すべきである。
- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。
- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

- 内部統制に係る今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。
- 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。